

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和元年 7 月 22 日、平成 31 年度一般会計補正予算（第 5 号）を別紙のとおり専決したので、同法第 3 項の規定により承認を求める。

令和元年 8 月 23 日 提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

## 平成31年度木古内町一般会計補正予算（第5号）

平成31年度木古内町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,332千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,517,012千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 7月22日専決

木古内町長 大森伊佐緒

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰 入 金		319,249	1,332	320,581
	1 基金繰入金	305,885	1,332	307,217
歳 入 合 計		4,515,680	1,332	4,517,012

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教 育 費		207,734	1,332	209,066
	3 中 学 校 費	28,298	1,122	29,420
	5 保 健 体 育 費	87,050	210	87,260
歳 出	合 計	4,515,680	1,332	4,517,012